

未成年の契約

取り消せない場合も

(2015年11月3日掲載原稿)

民法では、20歳未満の未成年者による契約は、法定代理人（通常は父母）の同意を得なければならないと定めています。

同意を得ずに契約した場合、法定代理人または未成年者本人が、契約を取り消すことができます。取引の相手方が未成年者だと知らずに契約した場合も、取り消しができます。

未成年者が単独で契約できるのは、次のようなケースです。

①単に権利を得たり、義務を免れたりする場合。未成年者が損害を被る恐れがありません。

【例】無償で物やお金をもらった。借りていた物を返済しなくてよくなった。

②保護者が目的を決めて使うことを認めた財産を、その目的の範囲で使う場合。また自由に使うことを認めた財産を使う場合。

【例】小遣いは「自由に使うことを認められたお金」と考えられます。例えばゲームソフトなど、保護者から見て好ましくない物を未成年者が購入した場合も、取り消しはできません。

親元からの仕送りは、生活費として使い道が決まっていることが多く、それを除いた金が「自由に使うことを認められた金額」となります。

③未成年者が結婚した場合。独立した夫婦としての生活を保障するため、成年者として扱われます。

一方で未成年者自身が「成年者だ」とうそをついたり、「保護者の同意がある」と偽ったりした（＝「詐術」を用いた）場合、契約を取り消すことができません。

どの程度の言動が詐術に当たるかは、未成年者保護の趣旨に照らして判断します。

通常は、単に「父母の同意を得ているか」との質問に「はい」と答える程度ではなく、人の誤認を招くような積極的な言動がある場合、詐術に当たるとされます。